

東京 e スポーツフェスタ実行委員会会則

制定 令和 6 年 5 月 2 1 日

一部改正 令和 6 年 7 月 1 9 日

(目 的)

第 1 条 この会則は、東京 e スポーツフェスタ実行委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき設置された東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(定足数)

第 2 条 実行委員会は、議決について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、緊急でやむを得ない事情があり委員会を開催できない場合には、オンラインまたは書面による持ち回りの方法により実施することができる。

(代理出席)

第 3 条 委員が出席できない場合は、委任状（様式）により代理人をたてることができる。

(議決事項)

第 4 条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) その他実行委員会の運営に関する重要な事項に関すること

2 前項の議決について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

3 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

(経 費)

第 5 条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都負担金、出展料及びその他の収入をもって充てる。

(謝金及び旅費)

第 6 条 通常の実行委員会の会議開催においては、出席した委員（代理出席を含む。）に対

して、謝金及び旅費は支払わないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合に限り、東京都の規定に準じて支払うことができる。

(残余財産)

第7条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、東京都の負担金の残余として東京都に還付する。

(守秘義務)

第8条 東京eスポーツフェスタの実施及び実行委員会の活動において情報を知り得た者は、その情報を委員長の許可なく、第三者に開示もしくは漏洩、または実行委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

(補 則)

第9条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は令和6年5月21日から施行する。

附 則

この会則は令和6年7月19日から施行する。

様式（第3条関係）

委 任 状

（代 理 人）

団 体 名

職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任日（期間）

2 委任事項

以上

年 月 日

（委任者）

団 体 名

職・氏名